

三重県公安委員会告示第 79 号

警備員等の検定等に関する規則（平成 17 年国家公安委員会規則第 20 号）第 2 条の表の 6 の項の上欄の規定に基づき、三重県公安委員会が道路における危険を防止するため必要と認める交通誘導警備業務は、次の表の左欄に掲げる路線に応じ、同表の右欄に掲げる区間において行うものとし、令和 3 年 1 月 7 日から施行します。

なお、平成 27 年三重県公安委員会告示第 27 号は、令和 3 年 1 月 6 日限り廃止します。

令和 2 年 7 年 7 日

三重県公安委員会委員長 山 本 進

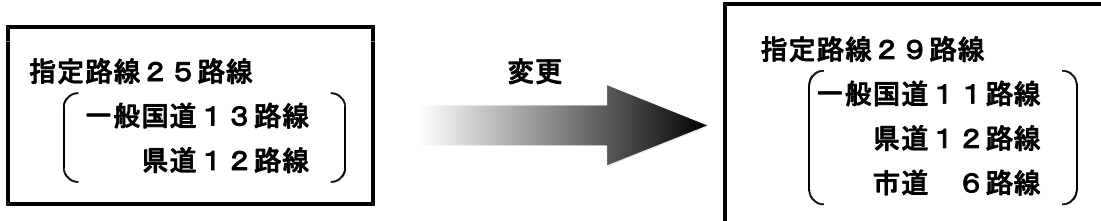
路 線	区 間
1 一般国道 1 号	三重県の全域
2 一般国道 23 号	三重県の全域
3 一般国道 25 号	三重県の全域
4 一般国道 42 号	三重県の全域（平成 31 年 4 月 1 日に路線名が変更された旧一般国道 42 号区間（一般国道 166 号（松阪市大黒田町 722 番地 1 先から松阪市小津町 601 番地先までの間）及び県道松阪多気線（松阪市大黒田町 722 番地 1 先から松阪市八太町 583 番地 2 先までの間）を含む。))
5 一般国道 163 号	三重県の全域
6 一般国道 165 号	三重県の全域
7 一般国道 167 号	三重県の全域
8 一般国道 258 号	三重県の全域
9 一般国道 368 号	三重県の全域
10 一般国道 421 号	三重県の全域
11 一般国道 477 号	三重県の全域
12 県道桑名東員線	三重県の全域
13 県道四日市楠鈴鹿線	三重県の全域
14 県道上海老茂福線	三重県の全域
15 県道鈴鹿環状線	三重県の全域
16 県道辺法寺加佐登停車場線	三重県の全域
17 県道津関線	三重県の全域
18 県道津芸濃大山田線	三重県の全域
19 県道上浜高茶屋久居線	三重県の全域
20 県道松阪第 2 環状線	三重県の全域
21 県道鳥羽松阪線	三重県の全域
22 県道伊勢磯部線	三重県の全域
23 県道伊勢南島線	三重県の全域
24 桑名市道坂井多度線	三重県の全域
25 四日市市道子西八王子線	三重県の全域
26 四日市市道赤堀小生線	三重県の全域
27 四日市市道西新地久保田線	三重県の全域
28 四日市市道四日市中央線	三重県の全域
29 四日市市道笹川環状 1 号線	三重県の全域

交通誘導警備業務における検定合格警備員の 配置が必要な路線の変更について

検定合格警備員の配置を必要とする路線を現在の交通情勢に応じたものに見直しました。

公示：令和2年7月7日（三重県公安委員会告示第79号）

施行：令和3年1月7日



○ 交通誘導警備業務に係る検定合格警備員の配置が必要な路線

令和3年1月7日から、下表の路線、区間において交通誘導警備業務を行う場合は、交通誘導業務の検定合格警備員（1級又は2級）を1名以上配置しなければなりません。

	路線	区間		路線	区間
1	一般国道1号	三重県の全域	14	県道上海老茂福線	三重県の全域
2	一般国道23号		15	県道鈴鹿環状線	
3	一般国道25号		16	県道辺法寺加佐登停車場線	
4	一般国道42号		17	県道津関線	
	平成31年4月1日付名称を変更した旧42号区間（小津町南交差点から八太町北交差点）を含む		18	県道津芸濃大山田線	
5	一般国道163号		19	県道上浜高茶屋久居線	
6	一般国道165号		20	県道松阪第2環状線	
7	一般国道167号		21	県道鳥羽松阪線	
8	一般国道258号		22	県道伊勢磯部線	
9	一般国道368号		23	県道伊勢南島線	
10	一般国道421号		24	桑名市道坂井多度線	
11	一般国道477号		25	四日市市道子酉八王子線	
12	県道桑名東員線		26	四日市市道赤堀小生線	
13	県道四日市楠鈴鹿線	27	四日市市道西新地久保田線		
		28	四日市市道四日市中央線		
		29	四日市市道笹川環状1号線		

○ 見直しにより指定路線から除外される路線

	路線	区間		路線	区間
1	一般国道166号線	三重県の全域	6	県道久居三杉線	三重県の全域
2	一般国道260号線		7	県道松阪久居線	
3	一般国道306号線		8	県道宮妻峽線	
4	一般国道365号線		9	県道四日市菰野大安線	
5	県道四日市鈴鹿環状線				

交通誘導警備の配置基準について

1 特定の種別の警備業務の実施

警備業法（以下「法」といいます。）第18条に

「警備業者は、警備業務のうち、その実施に専門的知識及び能力を要し、かつ、事故が発生した場合には不特定又は多数の者の生命、身体又は財産に危険を生じるおそれがあるものとして国家公安委員会規則で定める種別のもを行うときは、国家公安委員会規則で定めるところにより、その種別ごとに法第23条第4項の合格証明書の交付を受けている警備員に、当該種別に係る警備業務を実施させなければならない。」

と規定されています。

2 特定の種別の警備業務の実施基準（検定合格警備員の配置）

警備員等の検定等に関する規則（以下「検定規則」といいます。）第2条に

「～警備業務を行うときは、次の表の上欄に掲げる種別に応じ、同表の中欄に掲げる警備員を、同表の下欄に掲げる人数を配置して、当該種別に係る警備業務を実施させなければならない。」

と規定されています。

（次表5・6 交通誘導警備業務部分を抜粋）

6 交通誘導警備業務（道路状況により、都道府県公安委員会が道路に危険を防止するため必要と認められるものに限る。）	5 交通誘導警備業務（高速自動車国道（高速自動車国道）第一法第四条第一項に規定する高速自動車専用道路（以下「専用道」という。）又は専用道に於ける道路の用に供するものに限る。）	種別
交通誘導警備業務に係る一級検定合格警備員又は二級検定合格警備員	警備員	警備員
交通誘導警備業務を行う場所ごとに、一人以上	警備員一人以上	人数

3 合格証明書の携帯

検定規則第3条に基づき、警備業者は、高速自動車国道、自動車専用道路又は告示した路線において交通誘導警備業務に従事させる検定合格警備員に、合格証明書を携帯させ、関係人の請求があるときは、これを提示させなければなりません。

第 号

合 格 証 明 書

警備業務の種別及び検定の区分
交通誘導警備業務 級

住所
氏名

(年 月 日生)

写 真
押出し
スタンプ

年 月 日

印

〇〇〇公安委員会